

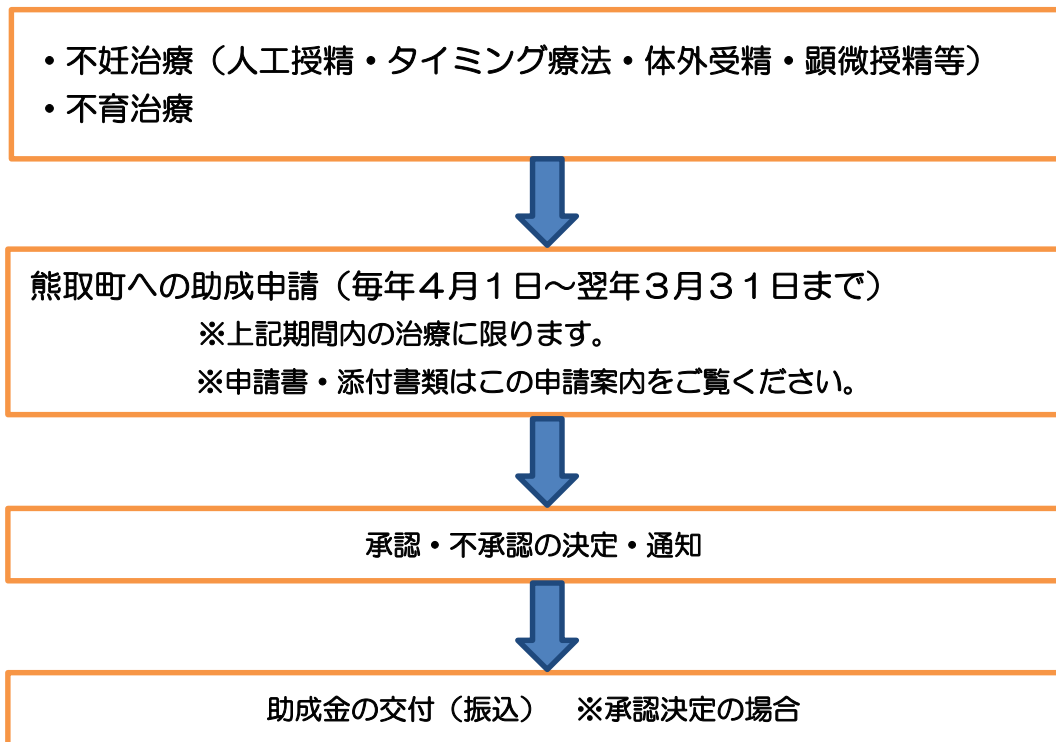
熊取町不妊・不育治療費助成事業 申請案内

熊取町不妊・不育治療費助成事業とは、不妊症及び不育症の検査・治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、検査・治療費用の一部を助成する事業です。

助成事業を受けるには、いくつかの要件や必要書類があります。

この申請案内をよくお読みいただき、該当される方は、すくすくステーション（熊取町子育て支援課母子保健グループ）まで申請してください。

＜申請の流れ＞



＜助成対象者＞

- ①治療開始日に、法律上の婚姻している夫婦または事実婚（重婚を除く）の夫婦
- ②治療期間中、申請日ともに、夫または妻が、熊取町に住所を有する夫婦
- ③助成を受ける妻については、検査・治療開始日が43歳未満の方
- ④医師により不妊症・不育症の治療が必要であると判断され、その治療を受けた方
- ⑤申請日において、治療開始日から出産あるいは流産・死産、妊娠判定までの期間が終了していること
- ⑥治療期間中及び申請日において、夫婦いずれもが医療保険各法に規定する被保険者、組合員、又は被扶養者であること
- ⑦町税等の滞納がないこと
- ⑧他の地方公共団体（大阪府を除く）の助成を受けていないこと



＜助成金額＞

- ・不妊治療、不育治療の自己負担額につき上限5万円とする。
- 不育治療については、1回に要した費用から大阪府の助成の額を控除した額とする。

＜助成回数＞

- ・助成回数は、1年度につき1回とする。また、1子ごと通算6か年度まで助成申請とする。

＜助成回数のリセットについて＞

- ・出産または妊娠12週以降に死産に至った場合は、これまで受けた不妊治療、不育治療のすべての治療において助成回数をリセットすることができます。

なお、助成回数のリセットの基準は、出産または妊娠12週以降に死産に至った日となり、その後、すでに助成を受けている回数は、助成回数に通算されます。

※治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上で開始した治療はすべて対象外です

＜助成対象期間＞

- ・毎年4月1日から翌年3月31日までの治療とする。

＜助成の対象となる治療費＞

- ・医師が必要と認めた不妊・不育治療に係る検査・治療費。ただし、入院時の室料差額、食事料、通院に要する交通費、文書料、その他の直接治療に関係のない費用は除く。
- ・大阪府の不育症検査費用助成事業の助成を受けた場合は、不育治療に要した費用から、大阪府の助成金の額を控除した額。

＜助成金の申請方法＞

申請者

- ・不妊症及び不育症の検査・治療を受けている方

申請窓口

- ・すくすくステーション
(熊取町健康福祉部子育て支援課母子保健グループ(熊取ふれあいセンター内))
- ・郵送による申請はできません。

申請に必要なもの

1. 不妊・不育治療費助成事業申請(請求)書(様式第1号(両面))
申請書記入にあたっての注意事項をよく読んで記入してください。
2. 不妊・不育治療費助成事業医療機関受診等証明書(様式第2号)
受診した医療機関で記入してもらってください。
受診等証明書の作成には、医療機関所定の文書作成料が必要な場合があります。
(必ずしも無料で作成されるものではありません)
3. 検査・治療の費用に係る医療機関及び薬局発行の領収書(コピー可)

4. 夫婦それぞれの健康保険証など、加入している健康保険が確認できるもの（マイナ保険証の場合は加入内容が確認できるものを持参）
 5. 高額療養費限度額認定証及び付加給付の支給を証する書類のコピー（高額療養費限度額や付加給付の適用がされた場合）
 6. 同意書
- 大阪府の不育症検査費用助成事業の助成を受けた場合
- ・「（大阪府）不育症検査事業承認通知書」（原本）
 - ・「（大阪府）不育症検査費用助成検査受検証明書」（コピー）
- 受診した医療機関で記入してもらってください。「（大阪府）不育症検査費用助成検査受検証明書」を提出する場合は、大阪府に提出する前にコピーをとってください。
- 事実婚の場合
- ・夫婦両方の「戸籍謄本」、「住民票（世帯全員）」、「事実婚に関する申立書（様式第5号）」
- 助成回数をリセットする場合
- ・出生児が別居の場合……「出生児の戸籍謄本」
 - ・妊娠12週以降死産の場合……「死産届の写し」
- ※死産届を住民課に提出する前に、あらかじめ写しを取ってください。

注 意

不妊治療において高額療養費限度額の適用がされる場合は、必ず先に適用を受けてから申請してください。

<申請期限>

- ・毎年4月1日から翌年3月31日まで（助成対象期間の年度末まで）

<助成金の支払い方法>

- ・申請書類の審査終了後、適正であると判断された場合に、申請者本人に決定通知書を郵送するとともに、申請書記載の口座に振り込みます。
- ・指定の口座への振り込みまでには、1か月から3か月かかります。

<助成金支給申請の不承認、助成の取り消し>

- ・審査の結果、要件に該当しないなど助成金を支給できない場合は、申請者に対し、理由を付した通知書を送付いたします。また、虚偽の申請等不正な手段で助成を受けた場合は、助成の決定を取り消し、助成金を返納していただく場合もあります。

<申請・問い合わせ先>

すくすくステーション

（熊取町子育て支援課 母子保健グループ（熊取ふれあいセンター内））

住所：大阪府泉南郡熊取町野田1丁目1番8号

電話：072-452-6294

